

年末の特別警戒活動の実施

令和元年12月1日(日)~12月31日(火)

年末には、商取引や買い物など現金の流通が頻繁となり、それに伴って、金融機関やコンビニエンスストア周辺での強盗やひったくり、帰省・旅行中の侵入窃盗、特殊詐欺など各種犯罪の発生が予想されます。京都府警察では、これらの犯罪を未然に防ぎ、皆さんが安全で安心して良い年の瀬を過ごせるよう、金融機関周辺での警戒や街頭での被害防止の呼び掛けなど、特別警戒活動を実施します。

飲酒運転は絶対にダメ!

年末年始は、忘年会や新年会などで飲酒する機会が増え、飲酒運転による交通事故の増加が懸念されます。ドライバーはもちろん、周囲の人にも「飲酒運転をしない・させない」という気運を高め、飲酒運転を社会から根絶しましょう。



令和元年12月1日より……

運転中の携帯電話使用等に関する罰則が強化されます

交通の危険を生じさせた場合

交通の危険を生じさせなかった場合(保持)

		大型車	普通車	二輪車	原付車
罰 則	改正後	1年以下の懲役 又は 30 万円以下の罰金			
	改正前	3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金			
反則金	改正後	非反則行為 (赤切符の対象)			
	改正前	12,000円	9,000円	7,000円	6,000円
基礎 点数	改正後	6 点			
	改正前	2 点			

		大型車	普通車	二輪車	原付車
罰 則	改正後	6月以下の懲役 又は10万円以下の罰金			
	改正前	5万円以下の罰金			
反則金	改正後	25,000円	18,000円	15,000円	12,000円
	改正前	7,000円	6,000円	6,000円	5,000円
基礎 点数	改正後	3 点			
	改正前	1 点			

文化祭で、防犯啓発活動を実施!

○11月3日に行われた馬路町の文化祭で、防犯推進委員馬路支部の皆さんが、梨のたたき売りコーナーの中で、「サキはナシ」を合言葉に、特殊詐欺被害の未然防止を呼びかける啓発活動を実施。同じ日に行われた旭町の文化祭では、町民の方に防犯意識を高めていただけるよう、防犯推進委員旭支部の皆さんといかのおすしの唄等を演奏しました!

